

③父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童

④父の生死が明らかでない児童

⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦未婚の母の児童

⑧捨て子などで生まれたときの事情が不明である児童

ただし、次の場合は手当を受けられないときがあります。

・対象児童が母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき。

・対象児童や児童扶養手当を受けようとする母または養育者が国民年金、厚生年金などの公的年金を受けられることができるとき。

・支給要件に該当した日から5年以上経過しても手当の請求をしなかったとき。

・一定額以上の所得がある

とき。

特別児童扶養手当

日常生活において、介護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって児童を養育している人が手当を受けられます。

ただし、次のような場合は手当を受けられません。

①対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

②対象児童が児童施設などに入所しているとき。

③一定額以上の所得があると

※問い合わせ先

保健福祉課

☎82-8816

町営住宅入居者募集

- ◆募集戸数 1戸
- ◆募集期限 5月27日(金)
- ◆住宅の構造 木造・平屋建て・戸建式（居室2・台所・浴室（浴槽は入居者が設置）・トイレ）
- ◆家賃 入居者の収入に応じて月額4,700円～9,300円

◆入居資格

- ①日本国籍を有する方、または日本国に永住を認められた外国人。
- ②現に同居または同居しようとする親族がある方、または50歳以上の単身者。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- ④原則として横芝町内に住民登録のうえ、引き続き居住している方。
- ⑤町税を滞納していない方。
- ⑥独立の生計を営み、かつ入居申込者と同等以上の収入を有し、町長が適当と認める連帯保証人がいる方。

◆入居予定日 7月上旬

※問い合わせ先

保健福祉課社会係 ☎82-8816